

## 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出に関するQ & A (R6.4.9作成)

※県としての見解を示すものですが、権限委譲市町村（男鹿市、横手市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、八峰町、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村）の事業所は所管する市町村の指示に従ってください。

※個別具体的な質問については回答いたしかねますのでご了承ください。

番号	質問	回答
1	施設入所支援に「通院施設加算」が新設されたが、体制状況等一覧表に「通院施設加算」の項目がない。（施設入所支援）	項目がないため体制状況等一覧には記載せず、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の特記事項に「通院施設加算」と記入してください。
2	福祉専門員配置等加算について、加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）との併給が可能となったが、現在（Ⅰ）の給付を受けている場合は、（Ⅰ）と（Ⅲ）の届出が必要なのか。（生活介護）	そのとおりです。
3	生活介護サービス費の個別支援計画の「支援の標準的な時間」で算定するとあるが、運営規定上のサービス提供時間を標準的な時間と見なして良いか。（生活介護）	あくまでも実際の支援の時間となります。
4	生活介護サービス費の基本報酬は個別支援計画の「支援の標準的な提供時間」で算定するが、個別支援計画が4月1日からということは利用者の許諾を再度もらう必要があるか。（生活介護）	再度、許諾を取る必要はありません。
5	多機能型事業所において、生活介護を定員10名、就労継続支援B型を定員10名で行っている。この場合のサービスごとの算定人数をどう扱うか。（生活介護）	生活介護：6～10人 就労継続支援B型：20人以下 （体制等状況一覧表の*1参照）